

福島県技能労務職員給与等の見直しに向けた取組方針

はじめに

技能労務職員の給与については、「経済財政改革の基本方針 2007」において「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘のある地方の技能労務職員をはじめとして、地域の民間給与をより一層反映させること」とされ、技能労務職員等の給与について、総合的な点検を実施し適切に対処するよう求められているところです。

これらを踏まえ、本県においても技能労務職員の給与等について県民の皆様の理解と納得を得られるものとなるよう総合的な点検を実施し、適切に対応するための取組方針を策定することとしました。

技能労務職員給与の現状

1 平均年齢及び平均給与等

本県技能労務職

職 種	職員数	平均年齢	平均給与 月額(A)	平均給料 月額	平均給与 月額(B)
技能労務職員(全体)	455人	49.5歳	410,533円	367,300円	392,366円
うち用務員	69人	48.7歳	378,694円	348,300円	371,819円
うち自動車運転手	157人	49.3歳	427,336円	379,900円	406,956円
うち守衛	5人	54.0歳	405,560円	375,600円	400,640円
(参考)国家公務員	5,193人	48.8歳	-	287,094円	320,514円

平成19年4月1日現在

平均給料月額とは、基本給の平均です。

平均給与月額(A)とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当を合計したものです。

平均給与月額(B)とは、国家公務員の平均給与月額には、通勤手当、超過勤務手当、特殊勤務手当等が含まれていないことから、国家公務員との比較のため再計算したものです。

2 職種別、年齢別、職員数及び平均給与月額

別表1のとおり

3 技能労務職員給料表

別表2のとおり

4 諸手当(平成20年4月1日適用)

扶養手当、住居手当、通勤手当、特地勤務手当等、宿日直手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当

5 特殊勤務手当(平成20年4月1日適用)

危険現場作業手当、水中作業手当、家畜等取扱手当、感染症防疫等作業手当、有害物等取扱手当、災害応急作業等手当、乗船業務手当、夜間等特殊業務手当、野犬捕獲作業手当、守衛特殊業務手当

6 昇給について

昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務した場合、毎年1月1日に「4号給」昇給します。なお、57歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する技能労務職員の場合は「2号給」となります。

給与の現状について、詳しくは「福島県人事行政の運営等の状況の公表について」
<http://www.pref.fukushima.jp/jinji/kouhyou/kouhyo2.pdf>に掲載されています。

近年の技能労務職員給与等の適正化に向けた取組み

時期	見直し内容
平成17年4月	退職時特別昇給の廃止
平成18年4月	給料表の水準を2.3%引き下げ。(給与構造改革) 57歳昇給抑制(標準4号給昇給 2号給昇給)
平成20年4月	通勤手当の見直し(2km以上の自転車通勤一律2,000円) 特殊勤務手当の見直し(支給対象32業務中、11業務について、廃止若しくは支給方法の改正を行った。)

見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の給与は、地方公営企業法第38条の規定により「同一または類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者給与」を考慮することとされています。

今後は、これらを踏まえ、技能労務職員の給与等について、県民の皆様の理解と納得が得られるものとなるよう、平成20年度から次の取組みを実施し、見直しを行うこととします。

- 1 技能労務職員の給与等の総点検の実施
- 2 技能労務職員の給料表の検討
- 3 技能労務職員の級別分類基準表等の検討
- 4 技能労務職員の諸手当の検討

民間委託の推進、事務・事業の見直し

平成16年に策定した「アウトソーシング推進基本方針」とそれに基づく「アウトソーシング推進実行計画」により、効率的な業務執行体制の構築に向け、着実な推進を図っているところです。

なお、平成19年度末に個別業務ごとの方向性について実行計画への追補を行いました。

「アウトソーシング推進基本方針」とそれに基づく「アウトソーシング推進実行計画」については、<http://www.pref.fukushima.jp/jinji/omg/gyoumu/index.htm>に掲載されています。

【別表1】

職種別・年齢別職員数及び平均給与月額（平成19年4月1日現在）

区 分	28～31歳		32～35歳		36～39歳	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
技能労務職（全体）	5人未満	*	11	276,400	28	323,600
うち運転手	5人未満	*	5人未満	*	9	357,600
うち守衛						
うち用務員			5人未満	*	5人未満	*

区 分	40～43歳		44～47歳		48～51歳	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
技能労務職（全体）	49	370,300	85	403,600	96	418,000
うち運転手	20	402,200	27	424,400	41	432,700
うち守衛					5人未満	*
うち用務員	9	323,200	14	368,200	20	392,800

区 分	52～55歳		56～59歳		60～63歳	
	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額
	(人)	(円)	(人)	(円)	(人)	(円)
技能労務職（全体）	83	438,600	93	451,600	6	440,900
うち運転手	32	451,100	25	453,500		
うち守衛	5人未満	*	5人未満	*	5人未満	*
うち用務員	11	425,400	6	426,900	5人未満	*

個人情報保護の観点から、職員数が1人以上5人未満の区分については「5人未満」とし、平均給与月額欄にはアスタリスク「」を付しています。

【別表2】

技能労務職給料表（平成19年4月1日適用）

職務 の級	1級	2級	3級	職務 の級	1級	2級	3級	職務 の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円		円	円	円		円	円	円
1	123,100	174,800	248,300	62	204,500	262,600	364,900	123	286,300	321,000	
2	124,000	176,300	250,200	63	206,000	264,000	366,200	124	287,200	321,500	
3	125,000	177,800	252,000	64	207,600	265,300	367,400	125	288,200	321,800	
4	126,000	179,300	253,900	65	209,100	266,400	368,500	126	289,000	322,300	
5	127,000	180,700	255,800	66	210,700	267,600	369,600	127	289,800	322,800	
6	128,000	182,300	257,700	67	212,300	268,800	370,700	128	290,600	323,300	
7	129,000	183,800	259,700	68	213,900	270,000	371,800	129	291,500	323,600	
8	130,000	185,300	261,700	69	215,400	271,300	372,700	130	292,300	324,000	
9	130,800	186,800	263,700	70	217,100	272,500	373,400	131	293,100	324,400	
10	131,800	188,000	265,600	71	218,800	273,700	374,100	132	293,900	324,800	
11	132,800	189,300	267,500	72	220,500	274,900	374,800	133	294,700	325,300	
12	134,000	190,700	269,500	73	222,000	275,900	375,400	134	295,300		
13	134,800	192,100	271,500	74	223,300	277,000	376,100	135	296,000		
14	135,800	193,200	273,400	75	224,500	278,100	376,800	136	296,600		
15	136,800	194,400	275,300	76	225,700	279,200	377,500	137	297,100		
16	137,800	195,600	277,300	77	227,000	280,400	378,100	138	297,700		
17	138,900	197,200	279,200	78	228,600	281,500	378,800	139	298,300		
18	140,100	198,700	281,100	79	230,200	282,600	379,500	140	298,900		
19	141,300	200,100	283,000	80	231,900	283,700	380,200	141	299,400		
20	142,600	201,500	285,000	81	233,600	284,800	380,700	142	300,000		
21	143,700	203,000	286,700	82	235,100	285,900	381,400	143	300,600		
22	144,900	204,500	288,600	83	236,600	287,000	382,100	144	301,200		
23	146,100	206,000	290,500	84	238,100	288,200	382,800	145	301,600		
24	147,300	207,600	292,400	85	239,600	289,100	383,300	146	302,100		
25	148,500	209,100	294,200	86	241,000	290,200	384,000	147	302,600		
26	150,100	210,700	296,000	87	242,400	291,300	384,700	148	303,100		
27	151,600	212,300	297,800	88	243,800	292,400	385,400	149	303,600		
28	153,100	213,900	299,600	89	245,100	293,300	386,000	再 任 用	206,800	229,200	262,200
29	154,500	215,400	301,600	90	246,500	294,300	386,600				
30	156,000	217,100	303,300	91	248,000	295,300	387,200				
31	157,500	218,800	305,000	92	249,400	296,400	387,800				
32	159,100	220,500	306,700	93	250,700	297,300	388,500				
33	160,600	222,000	308,100	94	252,100	298,300	389,100				
34	162,400	223,300	310,200	95	253,500	299,300	389,700				
35	164,200	224,500	312,400	96	254,900	300,300	390,300				
36	166,100	225,700	314,500	97	256,200	301,100	391,000				
37	167,900	227,000	316,500	98	257,500	302,000					
38	169,600	228,600	318,600	99	258,800	302,900					
39	171,300	230,200	320,800	100	260,100	303,900					
40	173,000	231,900	322,900	101	261,200	304,800					
41	174,800	233,600	324,900	102	262,400	305,700					
42	176,300	235,100	327,000	103	263,700	306,600					
43	177,800	236,600	329,100	104	264,900	307,500					
44	179,300	238,100	331,200	105	266,200	308,300					
45	180,700	239,600	333,200	106	267,400	309,100					
46	182,300	241,000	335,300	107	268,600	309,900					
47	183,800	242,400	337,400	108	269,800	310,700					
48	185,300	243,800	339,500	109	270,900	311,500					
49	186,800	245,100	341,500	110	272,200	312,400					
50	188,000	246,500	343,500	111	273,400	313,200					
51	189,300	248,000	345,500	112	274,600	314,000					
52	190,700	249,400	347,500	113	275,600	314,600					
53	192,100	250,800	349,500	114	276,700	315,300					
54	193,200	252,200	351,400	115	277,800	316,000					
55	194,400	253,600	353,300	116	278,900	316,700					
56	195,600	255,000	355,200	117	280,100	317,400					
57	197,200	256,300	357,200	118	281,200	318,000					
58	198,700	257,600	358,800	119	282,300	318,600					
59	200,100	258,900	360,400	120	283,400	319,200					
60	201,500	260,200	362,000	121	284,500	320,000					
61	203,000	261,300	363,700	122	285,400	320,500					